

新潟県立看護大学における公的研究費により購入した換金性の高い物品等の管理内規

令和 2年10月14日 制定

(目的)

第1条 新潟県立看護大学（以下「本学」という。）の公的研究費により購入した換金性の高い物品等の管理を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金をいう。また、「換金性の高い物品等」とは、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類をいう。

(管理の原則)

第3条 物品等は研究の効果を上げるため、常に良好な状態において維持するとともに、有効かつ適切に運用しなければならない。

(管理)

第4条 公的研究費により物品等を購入した場合、検収を行った時点で管理台帳に入力し、対象の研究者に対し管理シールを発行しなければならない。ただし、金券類の場合、管理シールは発行しない。

2 研究者は総務課から発行された管理シールを受領後直ちに対象の物品等に貼付しなければならない。

3 第2条に関わらず、事務局長（統括管理責任者）が必要と認めた場合にはその物品等においても、適切に管理しなければならない。

(金券類の管理)

第5条 物品等が金券類の場合、次の各号により管理しなければならない。

(1) 研究者は経費支出連絡票の提出時に必要数と単価を記載すること。

(2) 在庫は総務課で台帳管理することとし、研究者は使用の都度総務課に申し出をすること。

(3) 研究者は、使用後は受領書（形式は問わないが受領者の氏名、金額、受領日及び受領印のあるもの）を総務課へ提出することとし、台帳の在庫について確認すること。

(現品調査)

第6条 購入後の現品調査については、「公立大学法人新潟県立看護大学固定資産管理規程」を適用する。

(改正)

第7条 この内規の改正は、総務課にて起案し、学長が定める。

附 則

この内規は、令和2年10月14日から施行する。